



2026年9月14日

各位

会社名株式会社ハマイ
代表者名代表取締役社長河内茂
(コード6497)
問合せ先責任者取締役管理本部長吉村真介
(電話03-3492-6711)

過年度の有価証券報告書に係る監査報告書の意見不表明に関するお知らせ

当社は、2026年9月14日、会計監査人より過年度の有価証券報告書に係る監査報告書を受領し、下記の対象期間において監査意見を表明しない旨の監査報告書を受領いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 監査を実施した監査法人の名称

清流監査法人

2. 対象報告書

2021年12月期第90期有価証券報告書に係る監査報告書

2022年12月期第91期有価証券報告書に係る監査報告書

以上

3. 意見不表明の根拠

(1) 2021年12月期の連結財務諸表

監査報告書の意見不表明の根拠は次のとおりであります。

意見不表明

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ハマイの2021年1月1日から2021年12月31日までの連結会計年度の訂正後の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、「意見不表明の根拠」に記載した事項の連結財務諸表に及ぼす可能性のある影響の重要性に鑑み、連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかったため、監査意見を表明しない。

意見不表明の根拠

会社のたな卸資産は、連結貸借対照表上、製品585,938千円、原材料305,849千円及び仕掛品845,108千円が計上されており、これは、2021年12月31日現在の会社の総資産の9.7%に相当する。当監査法人は、会社側においてたな卸資産に関連する資料及び帳簿の整理がなされておらず、たな卸資産の実在性、網羅性及び評価の妥当性を検証するための十分な資料の提出を受けられなかった。また、他の代替的な監査手続によっても十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかった。その結果、当監査法人は、たな卸資産及び売上原価、これらに影響を受ける各資産項目及び各損益項目、並びに連結株主資本等変動計算書と連結キャッシュ・フロー計算書を構成する数値に修正が必要となるか否かについて判断することができなかった。

その他の事項

有価証券報告書の訂正報告書の提出理由に記載されているとおり、会社は、連結財務諸表を訂正している。訂正前の連結財務諸表は前任監査人によって監査が実施されており、前任監査人は2022年3月29日に監査報告書を提出しているが、当監査法人は、当該訂正に伴い、訂正後の連結財務諸表に対して本監査報告書を提出する。

連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を実施し、監査報告書において意見を表明することにある。しかしながら、本報告書の「意見不表明の根拠」に記載されているとおり、当監査法人は連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかった。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(2) 2021年12月期の財務諸表

監査報告書の意見不表明の根拠は次のとおりであります。

意見不表明

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ハマイの2021年1月1日から2021年12月31日までの第90期事業年度の訂正後の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、「意見不表明の根拠」に記載した事項の財務諸表に及ぼす可能性のある影響の重要性に鑑み、財務諸表に対する意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかったため、監査意見を表明しない。

意見不表明の根拠

会社のたな卸資産は、貸借対照表上、製品536,777千円、原材料94,258千円及び仕掛品780,180千円が計上されており、これは、2021年12月31日現在の会社の総資産の8.0%に相当する。当監査法人は、会社側においてたな卸資産に関連する資料及び帳簿の整理がなされておらず、たな卸資産の実在性、網羅性及び評価の妥当性を検証するための十分な資料の提出を受けられなかった。また、他の代替的な監査手続によっても十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかった。その結果、当監査法人は、たな卸資産及び売上原価、これらに影響を受ける各資産項目及び各損益項目、並びに株主資本等変動計算書を構成する数値に修正が必要となるか否かについて判断することができなかった。

その他の事項

有価証券報告書の訂正報告書の提出理由に記載されているとおり、会社は、財務諸表を訂正している。訂正前の財務諸表は前任監査人によって監査が実施されており、前任監査人は2022年3月29日に監査報告書を提出しているが、当監査法人は、当該訂正に伴い、訂正後の財務諸表に対して本監査報告書を提出する。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を実施し、監査報告書において意見を表明することにある。しかしながら、本報告書の「意見不表明の根拠」に記載されているとおり、当監査法人は財務諸表に対する意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかった。当監査法人は、我が国におけ

る職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(3) 2022 年 12 月期の連結財務諸表

監査報告書の意見不表明の根拠は次のとおりであります。

意見不表明

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ハマイの2022年1月1日から2022年12月31日までの連結会計年度の訂正後の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、「意見不表明の根拠」に記載した事項の連結財務諸表に及ぼす可能性のある影響の重要性に鑑み、連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかったため、監査意見を表明しない。

意見不表明の根拠

会社の棚卸資産は、連結貸借対照表上、製品672,418千円、原材料454,602千円及び仕掛品1,104,470千円が計上されており、これは、2022年12月31日現在の会社の総資産の11.6%に相当する。当監査法人は、会社側において棚卸資産に関連する資料及び帳簿の整理がなされておらず、棚卸資産の実在性、網羅性及び評価の妥当性を検証するための十分な資料の提出を受けられなかった。また、他の代替的な監査手続によっても十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかった。その結果、当監査法人は、棚卸資産及び売上原価、これらに影響を受ける各資産項目及び各損益項目、並びに連結株主資本等変動計算書と連結キャッシュ・フロー計算書を構成する数値に修正が必要となるか否かについて判断することができなかった。

その他の事項

有価証券報告書の訂正報告書の提出理由に記載されているとおり、会社は、連結財務諸表を訂正している。訂正前の連結財務諸表は前任監査人によって監査が実施されており、前任監査人は2023年3月28日に監査報告書を提出しているが、当監査法人は、当該訂正に伴い、訂正後の連結財務諸表に対して本監査報告書を提出する。

連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を実施し、監査報告書において意見を表明することにある。しかしながら、本報告書の「意見不表明の根拠」に記載されているとおり、当監査法人は連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかった。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(4) 2022 年 12 月期の財務諸表

監査報告書の意見不表明の根拠は次のとおりであります。

意見不表明

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ハマイの2022年1月1日から2022年12月31日までの第91期事業年度の訂正後の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、「意見不表明の根拠」に記載した事項の財務諸表に及ぼす可能性のある影響の重要性に鑑み、財務諸表に対する意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかったため、監査意見を表明しない。

意見不表明の根拠

会社の棚卸資産は、貸借対照表上、製品616,962千円、原材料182,233千円及び仕掛品1,017,062千円が計上されており、これは、2022年12月31日現在の会社の総資産の9.7%に相当する。当監査法人は、会社側において棚卸資産に関連する資料及び帳簿の整理がなされておらず、棚卸資産の実在性、網羅性及び評価の妥当性を検証するための十分な資料の提出を受けられなかった。また、他の代替的な監査手続によっても十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかった。その結果、当監査法人は、棚卸資産及び売上原価、これらに影響を受ける各資産項目及び各損益項目、並びに株主資本等変動計算書を構成する数値に修正が必要となるか否かについて判断することができなかった。

その他の事項

有価証券報告書の訂正報告書の提出理由に記載されているとおり、会社は、財務諸表を訂正している。訂正前の財務諸表は前任監査人によって監査が実施されており、前任監査人は2023年3月28日に監査報告書を提出しているが、当監査法人は、当該訂正に伴い、訂正後の財務諸表に対して本監査報告書を提出する。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を実施し、監査報告書において意見を表明することにある。しかしながら、本報告書の「意見不表明の根拠」に記載されているとおり、当監査法人は財務諸表に対する意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかった。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

3. 監査報告書の受領日

2026年9月14日

3. 今後の対応について

当社は、今回の監査意見の不表明に至った事態を厳粛に受け止め、適切に対処してまいります。この度は、株主の皆様をはじめ、お取引先様や関係者の皆様にはご心配とご迷惑をおかけしておりますことを深くお詫び申し上げます。

以上